

社会福祉法人杏和会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杏和会の役員及び評議員の報酬について定める。

(定義)

第2条 本規程による役員とは、社会福祉法人杏和会理事及び監事をいう。

2 本規程による評議員とは、社会福祉法人杏和会定款の定めによる評議員会の委員をいう。

3 法人職員が前各項のいずれかに該当し兼務する場合、本規程は適用しない。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

2 評議員が評議委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

3 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(理事会等の業務報酬)

第4条 理事長が、理事会、評議員会、以外の日において、法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 理事が理事会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

3 評議員が評議員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

4 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる業務実績に併せ業務報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

5 同一日において、前条第1項から第4項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、本条による業務報酬を重複して支払わない。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払うことが出来る。なお、理事会に出席しかつ同一日に評議員会に出席した場合でも、評議員会出席による報酬及び実費弁償費は重複して支払わない。また、同日に監事業務に従事した場合においても重複して支払わない。

2 監事が理事会及び評議員会開催日以外の日に、法人及び施設の指導監査への立会及び

運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費等）

第 6 条 前第 2 条各項に定める役員及び各委員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費を別表 3 に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

2 旅費は原則として実費とするが、実情を考慮し増額する場合がある。

3 業務遂行上必要な経費は、実費を原則として支払う。

4 旅費は事後清算を原則とするが、状況により事前の概算支払いを認める場合がある。

（理事長が出席を求めた者への報酬）

第 7 条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表 4 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（改正）

第 8 条 本規程の改正は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附則

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附則平成 29 年 4 月 1 日改正（報酬額改正）

附則令和 5 年 9 月 1 日改正

別表 1

名 称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 11,260 円	(市外) 13,000 円 (市内) 2,000 円
評議員会出席報酬等	日額 11,260 円	(市外) 13,000 円 (市内) 2,000 円

別表 2

名 称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	日額 11,260	実費相当
監事監査指導報酬等	日額 17,850 円	実費相当

別表 3

名 称	報酬	旅費
理事長報酬及び旅費	日額 17,850 円	実費相当
理事・評議員・監事報酬及び旅費	日額 11,260 円	実費相当

別表 4

名 称	報酬	旅費
外部者報酬	日額 11,260 円	実費相当

附則平成 29 年 4 月 1 日改正（報酬額改正）

令和 5 年 9 月 1 日改正（報酬額改正）